

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	菊 池 雄 斗

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 平成29年10月20日(金) 午前8時54分から午前9時18分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(15人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について</p> <p>日程第 6 専 決 報 告</p> <p>1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願</p> <p>3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>4. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告</p> <p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>2. 農地改良届出書</p> <p>日程第 8 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 菊池雄斗 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前8時54分)</p> <p>定例会の開会前に、親睦会に関する報告をさせていただきます。 議席番号5番 飯田委員が9月25日より10日間入院されていたため、親睦 会よりお見舞い金を支出させていただきました。</p> <p>飯田委員 (5番 飯田委員より 一言)</p>

事務局長

有り難うございました。それでは、只今より、平成29年10月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。

会長さん宜しくをお願いします。

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中15名で、定足数に達しておりますので、只今より10月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 6番 大橋 一之 委員

議席番号 8番 加藤 博由 委員

を指名しますので宜しくをお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第18号	農地法第3条の規定による許可申請	3件
議案第19号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第20号	農地法第5条の規定による許可申請	4件
議案第21号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について	1件
専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出	9件
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	1件
	3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	3件
	4. 現況証明願	2件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	3件
	2. 農地改良届出書	1件

それでは、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》 (1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 18号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 18号 農地法第3条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 19号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は現在、住所地にて暮らしていますが、市道2号線の改良工事により立ち退きとなるため、住所地に隣接する申請地に住宅を建築する計画でございます。</p> <p>以上1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 19号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 19号 農地法第4条の規定による許可申請 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 20号 農地法第5条の規定による許可申請 4件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子供2人の4人で暮らしておりますが、子供の成長に伴い現在の住宅では大変手狭なため、住宅の建築を検討していたところ、母が所有する農地の中で近隣農地への影響の少ない、実家に隣接する申請地に分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、395枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。申請地を整地し、基礎工事は、専用架台、敷地周囲をフェンスで囲い、雨水は自然浸透としますが敷地境界には背板を設置し、隣接する農地には雨水が流れ込まないようにします。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、192枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇〇〇万円となっております。申請地を整地し、基礎工事は、専用架台、敷地周囲をフェンスで囲い、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には雨水が流れ込まないようにします。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地の妻の実家で両親、妻の兄弟、夫婦と子供2人の7人で暮らしておりますが、子供の成長に伴い現在の住宅では大変手狭なため、子供たちの学校区に変更の無い、実家近くの申請地に分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>以上4件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 20号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>

<p>会長</p>	<p>それでは議案第 20号 農地法第5条の規定による許可申請 4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、作物名、権利の設定、新規設定を朗読及び説明) 説明は以上です。ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第21号 について説明させていただきました、何かご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ意見なしと答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から9番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、9件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の確認願を受理いたしました。</p>

事務局	<p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、3件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、2件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上3件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明)以上、1件の届出を受理いたしました。報告は以上です。</p>
会長	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、10月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p>

(終了 午前9時18分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成29年10月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者
議席番号 6番委員 大 橋 一 之

議事録署名者
議席番号 8番委員 加 藤 博 由